

郡山市各種団体事務取扱要綱

平成19年3月29日制定

平成26年4月1日一部改正

[総務部人事課]

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民又は公共的団体等が組織する非営利の団体（以下「各種団体」という。）の事務（以下「団体事務」という。）に市職員が従事することに関し必要な事項を定めるものとする。

(事務支援)

第2条 市職員が従事することができる団体事務は、原則として現に取り扱っている団体事務で、会議の通知、資料の作成等の庶務的事務及び連絡事務等の書記的事務とする。

(事務支援の例外)

第3条 前条に規定する事務以外の業務に市職員が従事する場合は、当該各種団体と関係する課等の長（以下「課長等」）と各種団体の代表者による協議により定めるものとする。

(申請)

第4条 各種団体の長は、団体事務への市職員の従事を依頼しようとするときは、各種団体事務市職員従事申請書兼承認書（第1号様式。以下「申請書兼承認書」という。）により課長等を経由して市長に申請しなければならない。

(従事職員の確認)

第5条 市長は、前条の規定による申請に対し、市職員を従事させようとするときは、次に掲げる者（以下「従事職員」という。）を置くものとする。

- (1) 確認者
- (2) 副確認者
- (3) 担当者
- (4) 副担当者

2 前項第1号の確認者は課長等をもって充て、同項第2号の副確認者は課長補佐相当職以上の職員とする。

(承認)

第6条 市長は、第4条の規定による申請が、次の各号のいずれにも該当し、必要と認めるときは、申請書兼承認書の写しに押印し承認するものとする。

- (1) 各種団体の事業が公益に資するものであり、市の行政に関係のあるものであること。
- (2) 各種団体の構成員が事務を執行できないやむを得ない理由があること。
- (3) 団体事務への従事により、担当する課等の業務に支障がないこと。
- (4) 市職員が、事務を第2条及び第3条に定めるところにより行うことについて、各種団体が了承していること。ただし、市長がこれによりがたいと認めるときは、この限りでない。

2 前項の承認をする場合において市長は次に掲げる条件を付けることができる。

- (1) 職員に従事させる事務については、郡山市各種団体事務取扱要綱の規定に沿うこと。
- (2) 会計監査を1年に1回以上行い、その結果を担当の課等に報告すること。
- (3) その他市長が必要と認めたこと。

(従事職員の届)

第7条 課長等は、前条の規定により承認を得た団体事務について、毎年4月1日現在の従事職員を各種団体事務従事職員届（第2号様式）により総務部人事課長に報告しなければならない。

（事務従事の終了）

第8条 市長は、次に掲げる場合は、各種団体と協議のうえ市職員の団体事務への従事を終了し、各種団体の長へ通知するものとする。

- (1) 各種団体が自ら団体事務を行えるようになったとき。
- (2) その他市長が団体事務の従事の必要がなくなったと認めたとき。

（自立支援）

第9条 市長は、各種団体の自立を促進するとともに、協働による公益の実現を図るため、必要な措置を行うものとする。

（従事事務の責務）

第10条 従事職員は、市の職務遂行に当たる場合と同等の注意力と責任をもって、団体事務の執行に当たらなければならない。

（委任）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年3月29日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

第1号様式（第4条関係）

各種団体事務市職員従事申請書兼承認書

年 月 日 郡山市長	
団体名 _____	
代表者 職氏名 _____	印 _____
住 所 _____	
電 話 _____	
郡山市各種団体事務取扱要綱第4条の規定により、次のとおり本団体の事務処理に郡山市職員が従事することにつき申請します。	
団体の目的及び構成員の範囲	
依頼したい事務の範囲	
依頼したい所属名	
依頼したい期間	
団体内で事務処理ができない理由	
運用の事務処理によれない場合その理由	

第 号

年 月 日

上記の申請については、別紙条件を付して承認します。

郡山市長

年 月 日			
申請のあった事務に従事する職員は以下のとおりです。			
所属	職	氏名	
確認者	副確認者	担当者	副担当者
職 氏名	職 氏名	職 氏名	職 氏名

(別紙)

○各種団体事務市職員従事承認の条件

- 1 職員に従事させる事務については「郡山市各種団体事務取扱要綱」の規定に沿って行ってください。
- 2 会計監査を1年に1回以上行い、その結果を担当の課等に報告してください。

○その他の条件

